

市第94号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成28年12月6日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
菅田町赤坂公園	金沢区釜利谷東 八丁目3番20号	株式会社春峰園 代表取締役社長 相澤 保	平成29年4月1日か ら平成34年3月31日 まで
今井の丘公園	港南区日野南四 丁目3番5号	アライグリーン株式会社 代表取締役社長 荒井 秀利	同
俣野別邸庭園	中区日本大通58 番地	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 吉 田 哲 夫	同
岡津町ふれあい 公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 有吉 和夫	同

提 案 理 由

菅田町赤坂公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）